

広島県告示第千百六十三号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一
条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急診療所として認定した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
山田脳神経外科	号 三原市宮浦六丁目二番一	平成二三年一一月二八日	更新